

京都市告示第368号

土壤汚染対策法第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を次のとおり指定します。

令和7年9月5日

京都市長 松井孝治

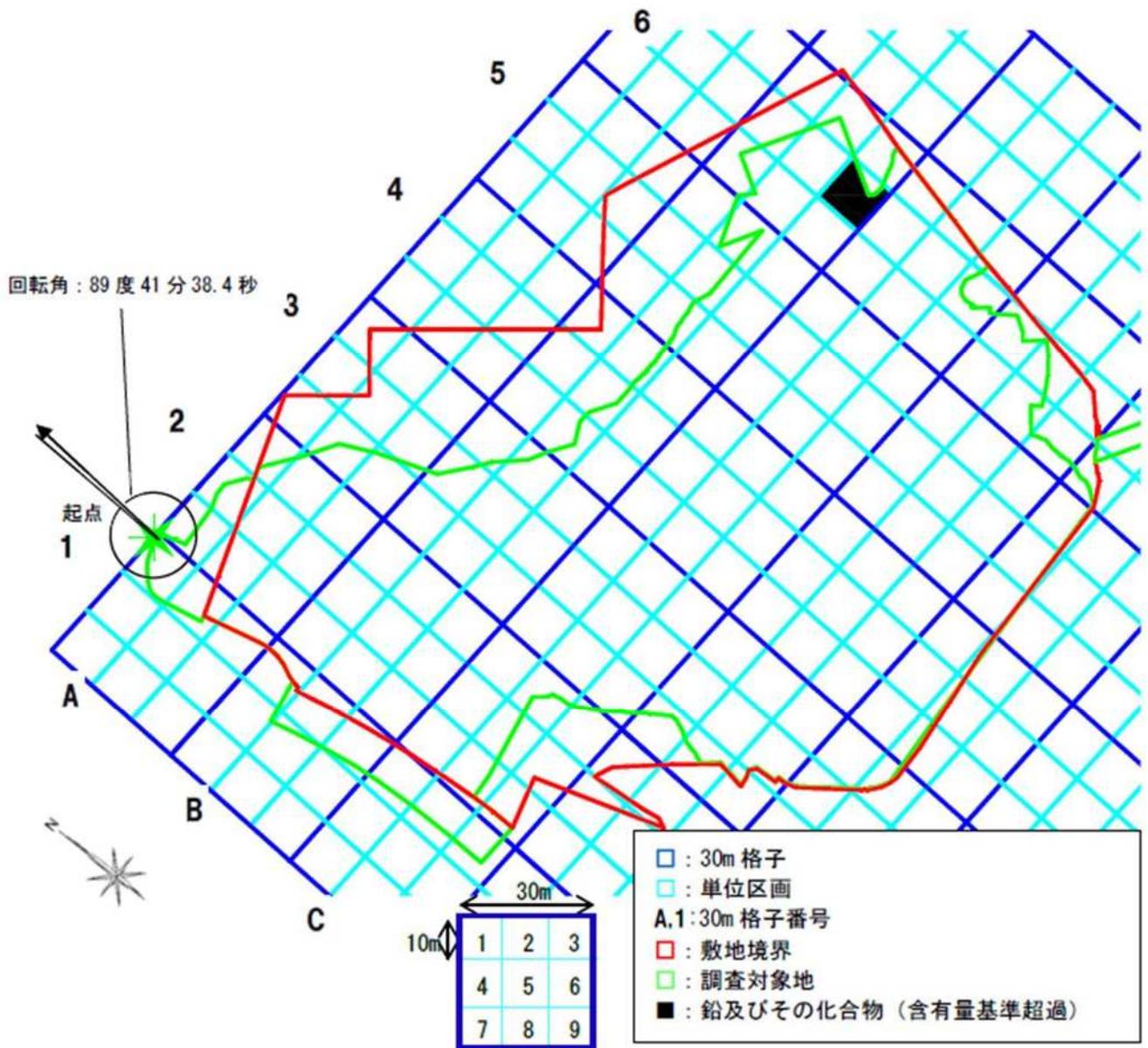
1 土地の所在地

京都市山科区日ノ岡夷谷町17番216、17番217、17番218 以上の地番の一部

2 土壤汚染対策法施行規則第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

(環境政策局環境企画部環境保全創造課)

形質変更時要届出区域 (鉛及びその化合物 土壤含有量基準不適合)



■ : 形質変更時要届出区域